

電子商取引及び情報財取引等に関する準則平成20年版によせて

「電子商取引等に関する準則」は、平成14年3月に最初の版を策定、公表して以来、数次に渡って改訂を施され、平成19年3月の改訂では、情報財取引に関する論点の充実を受けて、その名称も「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」と改められた。本号は、その翌年度、すなわち、平成19年度の検討作業を盛り込んだ平成20年版の準則である。

平成13年度の準則策定作業開始以来、平成18年度まで、産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会委員長として作業を主導された中山信弘教授は、準則の平成19年版の巻頭言において、「準則は、電子商取引、特にインターネットビジネスにおいて生じうる法的問題点について、適用される法律およびそれらから導き出される法解釈を示すものです。もちろん、これはルール整備小委員会が検討し、まとめた提言を、経済産業省が策定・公表した法解釈にすぎず、これと異なる判決が下される可能性は否定できません。しかし、1つの有力な解釈を示すことにより、事業者は、これを念頭においてビジネスモデルを組むことで、リーガルリスクを減らすことができますし、また消費者も、保護される範囲と自己責任の範囲が明らかになり、不当な事業者を見抜く目を持った賢い消費者になることができると考えられます。」と、準則の意義と役割を指摘している。

実際、準則の考え方を裁判所が採用する例も現れている。平成19年8月3日に言い渡された東京地裁民事41部の判決の事件は、インターネット上のウェブサイトにて、カーナビの販売価格を13万1000円と表示すべきであったのに、誤って1万3100円と表示したところ、3連休中に3000件に及ぶ注文メールが入り、自動返信システム（オートリプライ）により、注文を受けた旨の返信がなされたというものである。判決は、承諾の返事を別途送信する等の留保なしに、注文を受けた旨のオートリプライがあったときは、契約が成立したものと解するのが相当であるとしつつも、表示されている他のカーナビの価格がすべて10万円を超える金額であるのに、本件カーナビだけが1万3100円であり、特に目玉商品であることを示す表示はなされていないことから、単純な誤記であることは明白であり、たとえ誤表示について販売業者に重大な過失があったとしても、錯誤が明白な場合は購入者において販売業者の錯誤を認識していたものと解するのが相当であり、錯誤の意思表示をした表意者である販売業者の犠牲においてまで、購入者を保護する必要性を認めることは相当ではないとして、売買契約を無効とした。

この判決のような考え方は、すでにECOM（電子商取引推進協議会）のネットショッピング相談室において、価格誤表示の場合の紛争処理として打ち出され、準則においても採用されていたものである（準則第1.1.(3)価格誤表示と表意者の法的責任）。今後も、実務と準則と判例とがコラボレートしていくことが期待される。

このように、既存の法律の解釈にあたってのガイドラインを経済産業省が策定・公表することによってインターネットビジネスの法的安定性を確保していこうという手法は、海外、とりわけ、アジアのいくつかの国においても注目されている。

もっとも、解釈で対応しきれない論点や既存の法律に不都合なところがある場合については、すみやかな立法的手当が期待される。これらは、とりわけ、知的財産や消費者保護の分野に見られる。準則は、また、事業者によるベストプラクティスを示すものでもない。消費者の信頼を得るためのベストプラクティスについては、別途、事業者が主体となって、消費者、行政をもまじえて、業界ごとに検討することが有意義であろう。

平成19年度の検討作業において取り上げられたものの、時期尚早であったり、関係者間のコンセンサスがとれなかったという理由から、平成20年版には盛り込まれなかった論点もある。ルール整備小委員会では、今後も引き続き、解決を迫られている電子商取引及び情報財取引等にかかわる法的論点について、積極的に取り上げ、検討していく所存である。ご意見、ご要望を事務局である経済産業省商務情報政策局情報経済課にお寄せいただきたい。ルール整備小委員会委員、原案作成にあたった電子商取引及び情報財取引等に関する法的問題検討委員会委員、各WG委員、電子商取引及び情報財取引関係事業者、消費者、権利者、関係官庁の引き続きのご協力をお願いするしだいである。

産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会委員長

一橋大学大学院法学研究科教授 松本恒雄